

1 この計算書について

この計算書は、連結申告法人及び連結法人であった法人(控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人は除きます。)が記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

金額は1円単位まで記載し、①の欄の下段にマイナス額を記載する場合は金額の直前に△印をつけてください。「※」の印刷のある欄は記載不要です。

欄	記載のしかた
①の欄	<p>連結申告法人の場合 上段()内は、法人税個別額届「10の外書と5と7」の各欄の合計額(当該各欄に記載がない場合は0)を記載します。 下段は、同届(普)「10と10の外書」の各欄の合計額を記載します。</p> <p>単体申告法人の場合 この欄の上段と下段に記載すべき金額は、第20号様式の①の欄の上段と下段に記載すべき金額と同じです。</p>
②の欄	<p>連結申告法人の場合、以下の法人の区分ごとにそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の9第1項から第3項まで(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6の2(5)付表)の18の欄の金額 ※ 同法第68条の9第4項から第6項まで(中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載不要です。</p> <p>(ロ) 同法第68条の9第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) …法人税の明細書(別表6の2(9)付表)の11の欄の金額</p> <p>(ハ) 同法第68条の14第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6の2(13))の18の欄の金額</p> <p>(ニ) 同法第68条の14の2第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6の2(14))の18の欄の金額</p> <p>(ホ) 同法第68条の14の3第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) …法人税の明細書(別表6の2(15))の12の欄の金額</p> <p>(ヘ) 同法第68条の15第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) …法人税の明細書(別表6の2(16))の11の欄の金額</p> <p>(ト) 同法第68条の15の2第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) …法人税の明細書(別表6の2(17)付表3)の17の欄及び20の欄の合計金額</p> <p>(チ) 同法第68条の15の3第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 …法人税の明細書(別表6の2(18))の20の欄の金額</p> <p>(リ) 同法第68条の15の6第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) …法人税の明細書(別表6の2(21)付表)の8の欄の金額 ※ 同法第68条の15の6第2項(中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載不要です。</p> <p>(ヌ) 同法第68条の15の6の2第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) …法人税の明細書(別表6の2(24))の15の欄の金額</p> <p>(ル) 同法第68条の15の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) …法人税の明細書(別表6の2(25))の32の欄の金額</p> <p>なお、単体申告法人の場合、この欄に記載すべき金額は、第20号様式の②の欄に記載すべき金額と同じです。 ※【20号様式】各欄の記載のポイントをご参照ください。</p>
③の欄	<p>連結申告法人の場合 (① + ②) と(①の上段()内) のうちいずれか多い額 単体申告法人の場合 ① + ② の額 (この金額が赤字額になるときは0を記載します)</p>
④の欄	<p>「控除対象個別帰属調整額」及び「控除対象個別帰属税額」について、繰越控除制度の適用を受けようとする場合に、前者では「第20号様式別表2の7」を、後者では「第20号様式別表2の8」を添付し、同別表2の7の当期控除額⑤最下段の計欄の金額と同別表2の8の当期控除額④最下段の計欄の金額との合計額を記載します。 なお、この欄で当期に控除できる額は、繰越控除未済額のうち「この計算書の③ - (①の上段()内)」の額以下の部分です。</p>
⑤の欄	<p>欠損金の繰戻還付制度について、法人税では導入されていますが、法人市民税では導入されておりません。代わりに法人市民税では法人税で繰戻還付を受けた金額を繰越控除する制度が設けられています。 単体申告法人の欠損金の繰戻還付額を「控除対象還付法人税額」といい、連結申告法人の連結欠損金の繰戻還付に係る個別帰属額を「控除対象個別帰属還付税額」といい、ともに「第20号様式別表2の5」において繰越の計算を行います。 この欄は、「控除対象還付法人税額」及び「控除対象個別帰属還付税額」について、繰越控除制度の適用を受けようとする場合に、「第20号様式別表2の5」を添付し、その当期控除額④最下段の計欄の金額を転記します。 なお、この欄で当期に控除できる額は、繰越控除未済額のうち「この計算書の③ - (①の上段()内) - ④」の額以下の部分です。</p>
⑥の欄	法人税申告書(別表20)の12の欄の金額を記載します。
⑦の欄	③-④-⑤+⑥の金額(1,000円未満切捨て)を記載します。
⑧の欄	連結申告法人について、「(①の上段()内) - (①の下段 + ②)」の金額が0より大きい場合に、その金額を記載し、また「第20号様式別表2の8」を添付してその下から2段目の「当期分」の欄にも転記します。単体申告法人の場合は記載不要です。
⑨⑩⑪の欄	⑨の欄は、連結法人は「有」を、その他の法人は「無」を○で囲みます。⑩の欄は、⑨の欄が「有」の場合に自らの区分を○で囲みます。⑪の欄は「有」の場合に、連結親法人は自らの区分を、連結子法人はその連結親法人の区分を○で囲みます。
⑫の欄	令和2年所得税法等改正法第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人は「特定連結子法人」を、その他の法人は「非特定連結子法人」を○で囲みます。「特定連結子法人」は、同項の規定により連結適用前に生じた繰越欠損金額が連結欠損金とみなされますので、「控除対象個別帰属調整額」の規定は適用されません。
⑬の欄	⑨の欄が「有」の場合に、連結申告法人は「連結申告」を、その他の法人は「単体申告」を○で囲みます。

なお、この手引では、「単体申告法人」、「連結申告法人」、「法人税個別額届」を次の意味で用いています。

「単体申告法人」 法人税の確定申告書「別表1(1)」を提出する義務がある法人(「連結申告書」以外の法人のことです。)

「連結申告書」 法人税の確定申告書の提出義務はなく、「法人税個別額届」を提出する義務がある法人(連結確定申告義務がある連結親法人も含む。)

(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する「各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人」のことです。)

「法人税個別額届」 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書のこと。

法人市民税第20号様式別表2の7(控除対象個別帰属調整額の控除明細書)について

1 この明細書について

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。)附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第321条の8第5項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。(上記「10年以内に開始した事業年度」が平成20年3月31日以前に終了していた場合は、「10年」を「7年」に、平成30年3月31日以前に終了していた場合は、「10年」を「9年」と読み替えます。)

2 「控除対象個別帰属調整額」の繰越控除制度の概要 (令和2年旧法第321条の8第5項)

「控除対象個別帰属調整額」の繰越控除は、法人税における欠損金の繰越控除に対応する制度です。

欠損金の繰越控除について、国税の法人税の取扱いは、概略次のようになっています。(法人市民税の取扱いは0内です。)

	翌期以降が単体申告の場合	翌期以降が連結申告の場合
単体申告で生じた欠損金	(i) 繰越控除できる (市民税で間接繰越控除できる)	(ii) 繰越控除できない ※注 (市民税で間接繰越控除できず調整措置を導入)
連結申告で生じた連結欠損金の個別帰属額	(iii) 繰越控除できる (市民税で間接繰越控除できる)	(iv) 繰越控除できる (市民税で間接繰越控除できる)

※注 令和2年旧法人税法※第81条の9第2項に規定する連結親法人等については、(ii)の場合であっても翌期の連結欠損金とみなされ繰越控除ができる。

法人市民税においては、国税の法人税のように欠損金の繰越控除を直接的に行う一般的なしくみは導入されていませんが、法人税割額の計算を欠損金の繰越控除が行われる法人税額に基づいて行うことから、法人市民税でも間接的に法人税と同様の繰越控除を行っていることとなります(この手引では「間接繰越控除」といいます)。

しかし、翌期から連結申告を始める(ii)の場合だけは、法人税で繰越控除が行われませんので、この間接繰越控除を行うことができません。

法人市民税では連結納税制度を導入していないのに、法人税で翌期に連結申告を始めるか(ii)、単体申告を続けるか(i)、によって法人市民税での欠損金に係る取扱いが違ってくるのは不公平であることから、(ii)の繰越控除できない場合について、法人市民税で独自に直接的に欠損金の繰越控除を行うための調整措置が設けられました。

この調整措置では、法人税で繰越控除できない(ii)の欠損金額そのものではなく、当該欠損金額に所定の法人税率を乗じた金額について繰越控除を行います。この場合の欠損金額を「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」といい、当該欠損金額に法人税率を乗じた金額を「控除対象個別帰属調整額」といいます。

3 初めてこの明細書を提出する場合の添付書類 (令和2年旧法第321条の8第8項)

初めてこの明細書を提出する場合は、次のア、イの書類のコピーを添付してください。

ア 連結適用直前(単体申告最後)の事業年度分の「法人税明細書別表7(1)」(連結適用前に生じた欠損金の発生事業年度と繰越控除を確認します。)

イ 連結適用後最初の連結事業年度分の「法人税明細書別表7の2」と「同別表7の2付表1」(連結親法人に係る書類)

(連結適用前に生じた欠損金が連結欠損金とみなされていないことを確認します。)

なお、連結欠損金がなくこの法人税明細書別表7の2を作成しない場合は、「同別表4の2」を添付してください。

4 各欄の記載のしかた

表の各欄は、上段から一段ごとに記載します。ただし、右端に斜線の入った最上段は、翌期にその「開始の日前10年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
「事業年度又は連結事業年度」の各欄と 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」①の各欄	これらの各欄は欠損金の「発生時期」と「発生額」の組み合わせを古いものから順次記載します。 まず、「上記3アの法人税明細書別表7(1)の事業年度の各欄」と「同別表7(1)の5(翌期繰越額)の各欄の金額」の組み合わせを古いものから順次記載します。 その後、「同別表7(1)の表題部分の事業年度」と「同別表7(1)の5(翌期繰越額)の欄のうち当期分の合計欄の金額」の組み合わせをそのすぐ下の段に記載します
「控除対象個別帰属調整額(①×23.2/100又は①×20/100)」②の各欄	自らが属する連結グループの連結親法人の区分に応じて次の金額をそれぞれ記載します。 普通法人(特定の医療法人を除く。)の場合 ①の各欄の金額×23.2/100 協同組合等又は特定の医療法人の場合 ①の各欄の金額×20/100 最初の連結事業年度が平成27年4月1日に開始した場合は、23.2を25.5とする。 最初の連結事業年度が平成28年4月1日に開始した場合は、23.2を23.9とする。 最初の連結事業年度が平成30年4月1日に開始した場合は、23.2を23.4とする。
「既に控除を受けた額」③の各欄	②の各欄の金額のうち、前期以前にこの控除対象個別帰属調整額の繰越控除を受けて、繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
「控除未済額②-③」④の各欄	「②-③」の金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額⑥」の金額)をそれぞれ記載します。
「当期控除額」⑤の各欄	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第20号様式別表1を提出する法人 (イ) この明細書の⑤の「計」、第20号様式別表2の⑤の「計」、第20号様式別表2の2の⑤の「計」、第20号様式別表2の3の⑤の「計」、第20号様式別表2の4の⑤の「計」及び第20号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第20号様式別表1の3を提出する法人 (イ) この明細書の⑤の「計」及び第20号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第20号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額
「翌期繰越額」⑥の各欄	「④-⑤」の金額をそれぞれ記載します。

令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第5項又は令和2年旧法第321条の8第7項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済個別帰属調整額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

この「控除未済個別帰属調整額」とは、適格合併等があった場合で、当該被合併法人等の前10年内事業年度(適格合併等の日前10年以内に開始した事業年度)において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額に係る控除対象個別帰属調整額のうち、当該前10年内事業年度後最初の最初連結事業年度について旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人市民税確定申告書を提出していること等の要件を満たすもので、当該被合併法人等において控除が未済である部分のことです。これが生じた前10年内事業年度それぞれの開始の日の属する合併法人等の事業年度又は連結事業年度の控除対象個別帰属調整額とみなされます。

※ 令和2年旧法人税法とは所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法になります。

1 この明細書について

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。)附則第13条第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第321条の8第9項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。(上記「10年以内に開始した事業年度」が平成20年3月31日以前に終了していた場合は、「10年」を「7年」に、平成30年3月31日以前に終了していた場合は、「10年」を「9年」と読み替えます。)

2 「控除対象個別帰属税額」の繰越控除制度の概要

「控除対象個別帰属税額」の繰越控除は、法人税における欠損金の繰越控除に対応する制度です。

欠損金をどの所得から控除できるかという点(損益通算の範囲)について、国税の法人税での取扱いは、概略次のようになっています。

(法人市民税の取扱いは0内です。)

	翌期以降の自らの所得	同じ期又は翌期以降の別法人の所得
単体申告を行う期間に生じた欠損金	(i) 控除できる(繰越控除) (市民税で間接繰越控除できる)	(ii) 控除できない (市民税でも控除できない)
連結申告を行う期間に生じた欠損金 (注1)	(iii) 控除できる(繰越控除) (市民税で間接繰越控除できる) ただし、(iv)の個別欠損金額となった部分は控除できない(市民税で間接繰越控除できず調整措置を導入)	(iv) 控除できる(注2) <個別欠損金額> (連結納税を導入していない市民税では控除できない)

(注1) 連結申告を行う期間において、単体として所得計算を行った場合に生じた欠損金のことです。

(注2) (iv)の場合の「控除できる別法人の所得」は、同じ連結グループで連結申告を行う別法人の所得に限り、

つまり、連結申告を行う期間に生じた欠損金は同じ連結グループで連結申告を行う別法人の所得から控除できるということで、この控除できた金額を「個別欠損金額」といいます。この「連結グループの各法人間の損益通算」が連結納税制度の最大の特徴です。

なお、欠損金のうち、一度所得から控除した部分は、翌期以降の別の所得から再控除することができません。(繰越対象外となります。)

法人市民税においては、国税の法人税のように、欠損金の繰越控除を直接的に行う一般的なしくみは導入されていませんが、法人税割額の計算を欠損金の繰越控除が行われる法人税額に基づいて行うことから、法人市民税でも間接的に法人税と同様の繰越控除を行っていることとなります(この手引では「間接繰越控除」といいます)。

連結申告を行う期間に生じた欠損金について、法人税では、自らの所得又は別法人の所得から控除できます。

このうち (iii) の自らの所得から繰越控除した部分は、法人市民税でも間接繰越控除ができます。

しかし、(iv) の別法人の所得から控除した「個別欠損金額」については、連結納税制度を導入していない法人市民税では同様の控除ができません。また、この「個別欠損金額」は、法人税において自らの所得から繰越控除できませんので(iiiのただし書き)、法人市民税でも間接繰越控除ができません。

法人市民税では連結納税制度を導入していないのに、単体申告を行う期間に生じたか(i)、連結申告を行う期間に生じて別法人の所得から控除したか(ivとiiiのただし書き)、によって法人市民税での欠損金に係る取扱いが違ってくるのは不公平であることから、連結申告を行う期間に生じた欠損金のうち、連結グループの各法人間で損益通算を行い自らの所得からは控除できなくなった(iv)の「個別欠損金額」の部分について、法人市民税で独自に直接的に欠損金の繰越控除を行うための調整措置が設けられました。

この調整措置では、(iv)の「個別欠損金額」そのものではなく、この個別欠損金額から算出される所定の金額について、繰越控除を行います。この繰越控除を行う所定の金額を「控除対象個別帰属税額」といい、第20号様式別表1の3の⑧の欄で計算します。

3 各欄の記載のしかた

表の各欄は、上段から一段ごとに記載し、右端に斜線の入った最上段は、翌期にその「開始の日前10年以内に開始した連結事業年度」に該当しなくなる期間の分について記載します。

欄	記載のしかた
「控除対象個別帰属税額」 ①の各欄	これらの各欄は、控除対象個別帰属税額が生じた連結事業年度と、当該連結事業年度分の第20号様式別表1の3の⑧の欄(当期に発生した控除対象個別帰属税額の欄)の金額の組み合わせを古いものから順次記載します。
「既に控除を受けた額」 ②の各欄	①の欄の金額のうち、前期以前にこの控除対象個別帰属税額の繰越控除を受けて、繰越対象外となった金額をそれぞれ記載します。
「控除未済額①-②」 ③の各欄	「① - ②」の金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額⑤」の金額)をそれぞれ記載します。
「当期控除額」 ④の各欄	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第20号様式別表1を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」、第20号様式別表2の⑤の「計」、第20号様式別表2の2の⑤の「計」、第20号様式別表2の3の⑤の「計」、第20号様式別表2の4の⑤の「計」及び第20号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第20号様式別表1の3を提出する法人 (イ) この明細書の④の「計」及び第20号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第20号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額
「翌期繰越額」 ⑤の各欄	「③ - ④」の金額をそれぞれ記載します。
下から2段目の「当期分」の欄	当期分の第20号様式別表1の3の⑧の欄(当期に発生した控除対象個別帰属税額の欄)の金額を①、③、⑤の各欄に記載します。

令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第5項又は令和2年旧法第321条の8第10項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属税額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。))の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額がある場合には、当該控除未済個別帰属税額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属税額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

この「控除未済個別帰属税額」とは、適格合併等があった場合で、当該被合併法人等の前10年内連結事業年度(適格合併等の日前10年以内に開始した連結事業年度)において生じた控除対象個別帰属税額のうち、当該前10年内連結事業年度について法人市民税確定申告書を提出していること等の要件を満たすもので、当該被合併法人等において控除が未済である部分のことです。これが生じた前10年内連結事業年度それぞれの開始の日の属する合併法人等の事業年度又は連結事業年度の控除対象個別帰属税額とみなされます。